

1 趣旨

滋賀県税制審議会から令和8年3月4日にいただいた「みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のふさわしい制度について」の中間答申を踏まえ、新たな税の検討状況をお示しします。

この検討状況は、新たな税に係る今後の議論の熟度を高めるための材料としてお示しするものであり、これをもって、新たな税の導入や新たな税の制度を決定するものではありません。

新たな税については、引き続き、県民、県議会、市町、事業者等の皆さまと丁寧に議論を重ねて、検討していきます。

2 使途

■ 中間答申（概要）

- ・ 滋賀地域交通計画は、目指す地域交通の姿を描いた滋賀地域交通ビジョンのアクションプランであることから、新たな税の使途は、当該計画に基づく施策に充当されるべき。
- ・ その中でも、新たな負担に対応する受益を明確化するため、県民が実現したい暮らし方と整合しつつ、地域の実情を踏まえた地域交通の充実のための施策に充当することが望ましい。
- ・ 負担に対する県民の納得や期待が得られる事業であることを使途の要件とすることも考えられる。

■ 検討状況

- ・ 新たな税の使途は、滋賀地域交通計画に基づく施策を前提とした上で、具体的な範囲は、県民の皆さまと議論を重ね、引き続き検討します。
- ・ 検討にあたっては、基本的に交通事業者の経営努力により運行されるものである地域交通に対し、公費を投入する必要性や公費を投入する費用の考え方について、しっかりと説明していきます。

3 市町への交付

■ 中間答申（概要）

- ・ 対象事業の要件は、県のビジョンや計画との整合性、市町が策定する計画との整合性、市町の計画の策定プロセスにおける住民参加の仕組みの設定を基本としつつ、引き続き検討が必要。
- ・ 市町への交付の方法および一定の基準を用いる場合の指標等については、引き続き検討が必要。
- ・ 市町間連携を促進する仕組みについても検討が必要。



■ 検討状況

- ・ 新たな税を市町に交付する場合の対象事業の要件や交付の方法等については、市町の意見を聞きながら引き続き検討します。

4 課税方式

■ 中間答申（概要）

- ・ 新たな税が、貴県の計画に基づく施策に充当されるのであれば、県税の超過課税（※）を基本とすべき。

■ 検討状況

- ・ 新たな税は、県税への超過課税方式で検討します。

※ 超過課税

- ・ 財政上その他の必要性がある場合に、法律で定められた通常採用すべき税率（標準税率）よりも高い税率で課税すること。
- ・ 既存の税目の仕組みを利用することから、制度設計が比較的容易で徴税コストが抑えられること、課税対象を広くとることができることなどがメリット。
- ・ 一方で、既存の税目は基本的に用途が限定されていないため、超過課税分の用途を限定する場合には、会計上の工夫が必要となる。

5 超過課税の対象税目

■ 中間答申（概要）

- ・ 地域交通によりもたらされる便益は個人・法人問わず広く及ぶことから、個人・法人をともに課税対象とすることが適当。
- ・ 対象税目は、それぞれの課題を踏まえつつ、引き続き検討が必要。

【個人への課税】

- ・ 地域社会の費用を県民が広く分担する個人県民税均等割（※1）と担税力に応じて課税する同税所得割（※2）が考えられる。

【法人への課税】

- ・ 法人も地域社会を構成する一員であり、法人県民税均等割（※3）への超過課税が適当だが、赤字の中小法人にとって過度な税負担となるおそれがある。この課題を乗り越えるために、法人事業税（※4）への超過課税とすることも考えられる。
- ・ 法人県民税法人税割（※5）を対象とすることも考えられるが、大きな税収は期待できないことが課題。

■ 検討状況

【個人への課税】

- ・ 個人県民税均等割と同税所得割への超過課税を組み合わせる方向で検討します。なお、均等割と所得割の配分については、均等割の逆進性の問題を踏まえつつ、税負担の適正性の観点から検討します。

【法人への課税】

- ・ まず法人県民税均等割への超過課税を検討します。ただし、赤字の中小法人にとって過度な税負担となることが想定される場合は、今後検討する税収の規模を踏まえつつ、法人県民税法人税割または法人事業税への超過課税を検討します。

- ※1 個人県民税均等割 : 一定の所得以上の県民に、地域社会の費用を、定額で分担いただく性質の税金
- ※2 個人県民税所得割 : 一定の所得以上の県民に、地域社会の費用を、所得金額に応じて分担いただく性質の税金
- ※3 法人県民税均等割 : 県内に事務所等を有する法人に、地域社会の費用を、法人の規模に応じて定額で分担いただく性質の税金
- ※4 法人事業税 : 県内に事務所等を有する法人に、事業活動で受ける各種行政サービスの費用を、所得金額等に応じて分担いただく性質の税金
- ※5 法人県民税法人税割 : 県内に事務所等を有する法人に、地域社会の費用を、国税である法人税の額に応じて分担いただく性質の税金

6 税率

■ 中間答申（概要）

【税込規模】

- ・ 新たな税の用途となる施策の規模を踏まえ、国費の獲得や不断の事業見直し等を通じた財源の捻出等の状況も鑑み、必要な税込規模を定めていくことになる。

【個人・法人間のバランス】

- ・ 重要な社会インフラである地域交通の維持・充実に要する経費を、ともに地域社会の一員である個人と法人が同程度に負担するという考えに立ち、個人・法人の分担割合を1：1とすることも考えられるのではないか。
- ・ また、現行の税制における個人・法人の分担割合を考慮して設定する場合は、個人・法人の分担割合を3：2とすることが適当ではないか。

■ 検討状況

- ・ 新たな税の税込規模は、引き続き検討します。
- ・ 個人と法人の税込の分担割合は1：1または3：2をベースに引き続き検討します。
- ・ なお、税込規模を踏まえた税率の機械的試算は次のとおりです。

(参考) 税収規模に応じた税率の機械的試算

個人

■ 個人県民税均等割（現在の税率：1,800円（※））

税収規模	税率（年間税額）
3億円	400円（現在の税率の22.2%相当）
5億円	700円（現在の税率の38.9%相当）
10億円	1,400円（現在の税率の77.8%相当）
20億円	2,700円（現在の税率の150%相当）

※ 標準税率1,000円+環境重視・県民協働の森林づくりを展開するための超過課税（琵琶湖森林づくり県民税）800円

■ 個人県民税所得割（現在の税率：4%）

税収規模	税率	年収（給与収入）ごとの年間税額（概算）				
		200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
3億円	0.023%（現在の税率の0.6%相当）	100円	300円	600円	1,000円	1,400円
5億円	0.04 %（現在の税率の1%相当）	200円	600円	1,200円	1,700円	2,500円
10億円	0.08 %（現在の税率の2%相当）	400円	1,300円	2,400円	3,500円	5,000円
20億円	0.16 %（現在の税率の4%相当）	900円	2,700円	4,800円	7,100円	10,000円

注：税額の概算は単身の給与所得者を想定。所得控除は一定の社会保険料控除および基礎控除のみを勘案。その他の所得控除や税額控除の適用状況により、税額は変動します。

■ 法人県民税均等割

税込規模	税率	資本金等の区分ごとの税率（年間税額）				
		1,000万円以下	1,000万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超
	A：現在の税率（※）	22,200円	55,500円	144,300円	599,400円	888,000円
3億円	Aの17.1%相当	3,800円	9,500円	24,700円	102,600円	152,000円
5億円	Aの28.8%相当	6,400円	16,000円	41,600円	172,800円	256,000円
10億円	Aの58.6%相当	13,000円	32,500円	84,500円	351,000円	520,000円
20億円	Aの116.2%相当	25,800円	64,500円	167,700円	696,600円	1,032,000円

※ 標準税率+標準税率11%相当額（琵琶湖森林づくり県民税）

■ 法人県民税法人税割

【資本金1億円超または法人税額年2,000万円超の法人（現在の税率1.8%）】

税込規模	税率
3億円	0.2%（現在の税率の11.1%相当）

【上記以外の法人（現在の税率1.0%）】

税込規模	税率
3億円	1.0%（現在の税率の100%相当）

注：法人県民税法人税割の制限税率は2.0%（標準税率1.0%+1.0%）

■ 法人事業税

税込規模	税率
3億円	現在の税率の0.4%相当
5億円	現在の税率の0.7%相当
10億円	現在の税率の1.3%相当
20億円	現在の税率の2.7%相当

注：法人事業税は法人の規模や業種等によって課税標準や税率が細かく区分されるため、ここでは現在の税率に対する割合のみを記載

7 その他

■ 中間答申（概要）

- ・ 新たな税の税収や用途は、基金により管理することが適当。
- ・ 新たな税の効果検証は、計画の評価、見直しプロセスを通じた施策の効果検証を踏まえて行うことが適当。効果検証や見直しの段階においても、県民が参加する仕組みについて、引き続き検討することが必要。
- ・ 計画の見直しの検討時期に合わせて、新たな税の見直しを検討することが適当。

■ 検討状況

- ・ 新たな税を導入することとなった場合に詳細を検討します。